

平成30年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（国際貢献定量化及びJCM実現可能性調査）に係る企画競争募集要項

平成30年4月2日
経済産業省
産業技術環境局
地球環境連携室

1. 事業目的

2016年11月、地球温暖化対策の新しい国際ルール「パリ協定」が発効し、史上初めて、途上国を含めた全ての国が参加し、世界共通の「長期目標」や各国が自ら策定する貢献すなわち削減目標（NDC）に基づき取り組むこととなった。すべての国が参加するパリ協定の下では、多くの途上国がNDC実施の前提条件として、先進国からの資金や技術の供与を要請しているところである。

他方、同年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、政府資金に依存せず、民間ベースで進められる途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や緩和活動実施による温室効果ガス排出削減・吸収に資する取組について、当該取組から実現される排出削減量を定量化し、日本企業の貢献を明示した上で、途上国の合意が得られた場合は、原則として「二国間クレジット制度（JCM）」とすることとされた。政府としては、こうした民間主導のJCMプロジェクトを推進していくため、引き続き途上国との間で、プロジェクトの実施や制度構築に向けた協議を実施していく。

また、経済産業省は、2016年7月に産官学からなる「長期地球温暖化対策プラットフォーム」（プラットフォーム）を立ち上げ、2030年以降の長期の温室効果ガス削減に向けた対策の検討を行った。2017年4月には、プラットフォーム及びその下に設置した国内投資拡大タスクフォース、海外展開戦略タスクフォースにおける議論の結果を踏まえ、報告書を取りまとめ、公表した。その中で、我が国は、JCMに加え、ODA、JBIC等の公的ファイナンスを活用して日本の優れた低炭素技術で世界の削減に貢献する、と明記した。しかし、日本の貢献として定量化されているのは上記のうちJCMのみであり、今後、我が国の貢献による世界の削減量を定量化し、我が国全体の排出量を超える国際貢献を行い、これを積極的に発信するとの方向性が示された。

こうした中で、我が国は、JCMによる海外展開のみならず、我が国企業が持つ温室効果ガス削減のための優れた低炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の海外展開を通じて世界全体の排出削減に貢献していくとともに、我が国の更なる経済成長に寄与することを目指す必要がある。本調査は、アジア、中南米、中

東等地域の国において、当該国の再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの促進強化に向けた取組を着実に進めるために必要な政策や制度に関する提言と、当該提言と連動した低炭素技術・製品の普及等に向けた事業計画の提案等を行うことにより、我が国の優れた低炭素技術・製品の有用性を明らかにし、途上国における中長期の削減ポテンシャルを算出、途上国への低炭素技術・製品の普及促進を図るとともに、途上国での温室効果ガス排出削減に向けた国際貢献に資することを目的とする。

2. 事業内容

申請者等が保有する優れた低炭素技術・製品の途上国への普及等に資するよう、途上国に対する政策や制度に関する提言や、当該提言と連動した低炭素技術・製品の普及等に向けた事業計画（ファイナンスの検討を含む）の提案、排出削減の定量化の検討を含めた事業展開に向けた具体的な検討等を行う。提案にあたっては、途上国の状況（市場動向、ビジネス環境、政策等）を踏まえ、普及を目指す優れた低炭素技術・製品等の事業性をあらかじめ分析した上で、本事業を活用した場合に普及可能性のある技術・製品等を対象とすること。具体的な内容には、以下①～⑤の内容を含むものとする。

- ① 途上国ニーズに応じた本事業に関連する政策や制度の提言
- ② 上記①の政策や制度を活用した事業化に向けた具体的な事業計画の検討（事業化のためのファイナンス、投資及び事業リスクの軽減に必要な検討を含む）
- ③ 事業化した場合に適用可能な排出削減方法論の検討、同方法論を用いた排出削減見込量の試算
- ④ 今後の事業化の課題及び将来の事業展開に向けた成功要因や解決すべき課題（途上国における規制、規格の制定に寄与するものを含む）
- ⑤ 途上国政府関係者や企業、在外関係者（大使館、JETRO、NEDO、JICA等）等と連携するために必要な取組の実施（必要に応じ、日本国内関係施設見学や途上国政府関係者等に向けたセミナー等の開催等を効果的に行う）

なお、調査の実施にあたっては、委託元の経済産業省担当者と相談の上、決定する。

（想定される事業）

- 再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえた電力システム高度化に向けた以下例示する事業。
 - ① 電力システム全体の低炭素化に向けたロードマップの作成
 - ② 電力システム高度化の実現に必要な政策・制度提言、当該提言に連動した

低炭素技術・製品の普及等に向けた事業計画の提案

タイ他ASEAN地域、インド、サウジ・UAE等中東地域、メキシコ・チリ等中南米地域、その他再生可能エネルギー大量導入国

● 省エネルギーの促進強化に向けた以下例示する事業。

- ① 省エネルギーの促進強化に向けたロードマップの作成
- ② 省エネルギーの促進強化を実現するために必要な政策・制度提言、当該提言に連動した低炭素技術・製品の普及等に向けた事業計画の提案

タイ、ベトナム他ASEAN地域、インド、サウジ・UAE等中東地域、メキシコ・ブラジル等中南米地域等

なお、これらは例示であり、事業の国・地域及び内容を限定するものではない。各国が掲げる低炭素関連政策(削減目標(NDC)、電源構成における再生可能エネルギー比率、セクター別GHG削減数値目標、規格化・標準化目標等)に合致し、その内各国において優先順位が高い課題であるものが望ましく、ビジネスとして実施事業者が市場開拓に取り組んでいるもしくは取り組もうとしている国・地域及び事業を重視する。

3. 事業実施期間

契約締結日～平成31年3月18日

4. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とする。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とする。なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が事業提案書を提出すること。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約

- (2) 採択件数：3～5件程度（提案事業の内容等を勘案して決定）
- (3) 予算規模：1件につき、2千万円～3千万円程度。なお、1件あたりの契約金額や最終的な実施内容については、経済産業省と調整した上で決定する。
- (4) 成果物の納入：調査報告書（和文・英文）電子媒体（CD-R） 1式
調査報告書（和文・英文）電子媒体（CD-R）公表用 4式（和文2式、英文2式）を経済産業省に納入。
※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とする。
※ 事業終了前の支払い（概算払）は制限があるため注意すること。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、受託者より提出する実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性がある。
- (7) なお、契約終了後も、案件のフォローアップのためにヒアリング・アンケート等を実施する場合は、協力すること。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成30年4月2日（月）

締切日：平成30年4月25日（水）12時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：平成30年4月9日（月）14時00分～15時00分

開催場所：経済産業省 別館1階104各省庁共用会議室

説明会への参加を希望する場合は、10. 問い合わせ先に連絡すること。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「【出席登録】平成30年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（国際貢献定量化及びJCM実現可能性調査）説明会」とし、本文に、出席者の「所属組織名」「氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-MAILアドレス」を登録すること。

なお、説明会への出席は、応募単位毎に2名までとする（複数組織での共同応募を予定している場合は、共同で応募する複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席とすること。）。

説明会の会場は、登録された「E-MAILアドレス」に、経済産業省から連絡するものとする（出席者多数の場合は、説明会を複数回に分ける場合がある。）。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類（両面印刷）を一つの封筒に入れること。封筒の宛名面には、「平成30年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（国際貢献定量化及びJCM実現可能性調査）申請書」と記入すること。
 - i) 申請書（様式1）＜申請書1部＞
 - ii) 企画提案書（様式2）＜14部＞※A4 両面印刷、左上肩1カ所ホチキス止め、左側パンチ（添付資料がある場合は様式2と一括して左上肩1カ所ホチキス止め、左側パンチすること）
 - iii) 会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表＜1部＞
 - iv) プロジェクトの英文概要（PROJECT IDEA NOTE（PIN））（様式3）＜1部＞
 - v) 上記、i) からiv) を含んだCD-ROM※CD-ROM表面に、「事業者名」及び「事業名」を記載すること。
- ② 経済産業省は、提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。ただし、上記iv) のPINについては、途上国、関係省庁、機関等と共有する点がある点、また、途上国、関係省庁、機関等から質問等が寄せられた場合、回答をいただく可能性がある点に留意すること。

なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されない。
- ④ 企画提案書に記入する内容は、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。採択後であっても、申請者の都合により記入された内容に大幅な変更があった場合は、不採択となることがある。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出すること。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業技術環境局 地球環境連携室

「平成30年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（国際貢献定量化及びJCM実現可能性調査）」担当あて

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

※ 資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、注意して記入すること。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けない。配達の場合であっても、締切時刻までに届かない場合は受け付けないので注意すること。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

優れた低炭素技術・製品の普及等に貢献する途上国に対しての新たな政策提言、ファイナンスを含むビジネスモデルの提案、今後の事業化又はJCMプロジェクト化に向けた具体的な実現可能性の検討などを総合的に考慮し、案件を審査する。

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。応募期間締切後に、提案に関するヒアリングを実施することがある。要請があった場合は対応すること。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

1. 公募要件

- (1) 4. の応募資格を満たしているか。
- (2) 応募書類が全て提出されているか。
- (3) 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。

2. プロジェクトの重要性・効果・実現可能性

- (4) 本プロジェクトの実施が途上国に対する理解の増進や我が国との関係強化に資する等政策的な意義をもつものであるか。
- (5) プロジェクトを行う国や対象技術について、普及可能性や途上国政府の支援策、法制度等具体的な分析に基づき、合理的に選択されているか。
- (6) 優れた技術、ノウハウ、製品等の活用が見込まれ、事業実施後の広範な普及促進に資するものか。
- (7) 将来の事業化に向けて具体的な事業計画が検討されているか。(JCM化を志向する場合はその旨記載すること。)
- (8) 事業を円滑に遂行するため、途上国政府や企業等関係者の協力があるか。
- (9) 本プロジェクトの実施が、排出削減のみならず、途上国の環境改善、環境・エネルギー技術の普及促進、省エネ促進や世界の排出削減に貢献するか。
- (10) 方法論を作成する場合は、その方法論の作成にあたって関連するガイドライン類や類似の既存の方法論等と整合した的確なものとなっているか。
- (11) 想定される途上国への施策提言の内容が適切なものか。
- (12) 本プロジェクト実施に伴う克服すべき事業課題の検討状況。
- (13) 本プロジェクトの社内での位置づけ、企業戦略との整合性。

3. 調査事業の効果的な実施

- (14) 投資リスク、投資負担の軽減、価格競争力強化といった事業推進に向けた課題を解決するために、本調査をどのように活用するかという戦略が明らかになっているか。

- (15) 事業規模等に適した実施体制をとっており、途上国政府や企業等関係者の協力を得られる人的つながりがある、若しくは構築可能か。
- (16) 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- (17) 事業の効果を高めるための効果的な工夫が見られるか（過去からの継続案件の場合は、全体計画の中で、過年度に何を行い、今年度は追加的に何を実施するのが明確になっているか）。
- (18) 実施方法、スケジュールが効果的かつ現実的か（調査状況及び現地の情報について、委託元の経済産業省担当者と定期的に情報交換を行うとともに、調査状況に柔軟に対応できる実施方法・スケジュールとなっているか）。
- (19) 事業総額と想定される事業効果のコストパフォーマンスが優れているか。
- (20) ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

8. 契約について

採択された申請書について、国と申請者との間で委託契約を締結する。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となる。

契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができない場合がある。なお、受託者は、受託内容が国等の他の補助金・委託費と重複しないこと。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供するが、情報等の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いする場合がある。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

| 経費項目 | 内容 |
|---------|---|
| I. 人件費 | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 |
| II. 事業費 | |
| 旅費 | 事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費 |
| 会場費 | 事業(会議、講演会、シンポジウム)を行うために必要な会場借料及び茶菓料(お茶代)等 |

| | |
|----------|---|
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金(委員謝金等) |
| 物品購入費 | 事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等(諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費 |
| 外注費 | 事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等)の外注に要する経費 ※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。 |
| 印刷製本費 | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費 |
| 補助職員人件費 | 事業に直接従事する補助職員(アルバイト等)に係る経費 |
| その他諸経費 | 事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費 |
| Ⅲ. 再委託費 | 事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等)の一部を委託するのに必要な経費 ※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。 |
| Ⅳ. 一般管理費 | 事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費(当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの)について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。(これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。) |

(2) 計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、

事務機器等)

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課地球環境連携室

担当：出雲、宮口

FAX：03-3501-7697

E-MAIL：chikyukankyorenkei@meti.go.jp

※問い合わせは電子メール又はFAXのみの受付とし、電話での問い合わせは受け付けません。問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】平成30年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（国際貢献定量化及びJCM実現可能性調査）」とすること。他の件名（題名）では回答できない場合があります。

以上